

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料 月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
海老名市	47.2 歳	81	305,500 円	365,532 円	—	—	—	—
うち清掃職員	45.3 歳	40	319,900 円	388,617 円	廃棄物処理業 従業員	43.3 歳	299,800 円	1.30
うち学校給食員	46.4 歳	16	264,100 円	310,193 円	調理士	38.9 歳	278,500 円	1.11
うち用務員	54.2 歳	13	310,200 円	356,730 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.57
うち自動車運転手	45.1 歳	5	306,700 円	386,340 円	自家用乗用 自動車運転者	55.6 歳	267,300 円	1.45
その他	48.1 歳	7	308,600 円	361,285 円	—	—	—	—

※1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成16年～18年の3ヶ年平均)

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
全体	0	0	0	3	8	9	11	12	8	12	17	1	81
清掃職員	0	0	0	1	5	7	9	4	3	3	8	0	40
学校給食	0	0	0	1	1	2	1	5	0	4	2	0	16
用務員	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	5	1	13
自動車運転手	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	5
その他	0	0	0	0	1	0	1	1	2	1	1	0	7

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国公の行政職給料表（一）の1級から4級を適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
清掃手当	清掃用車両の運転又はクレーンの操作等	日額 150円
行旅人等取扱 手当	犬猫等の死体の処理に従事	1件 300円

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職については、17年3月の海老名市定員適正化計画（第二次）に基づき、退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っていません。

給与面に関しては、国、県、近隣市の動向を注視しながら、より適正な給与制度の運用を図っていきます。

3 具体的な取組内容

特殊勤務手当については、平成17年10月にその種類・支給される職員の範囲や支給額について総合的に点検し、廃止も含め見直しを行いました。

職員の昇給等については、個々の能力や業績に応じた適切な運用に努めていきます。

4 その他

技能労務職は退職者不補充であるため、学校給食業務、ごみ収集業務及び電話交換業務を一部民間委託しており、今後も各職場の状況を踏まえ、必要な業務に関して委託化を図っていきます。